

農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の
強化の促進に関する計画（案）の縦覧について
（公告）

瀬戸内市公告第 32 号

農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を変更するため、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定に基づき、地域計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

当該計画の案に対して意見のある者は、本市の住民に限り、令和 8 年 8 月 9 日までに意見書の提出ができる。

令和 8 年 7 月 27 日

瀬戸内市長 黒 石 健 太 郎



1 地域計画の変更案の縦覧期間

自 令和 8 年 7 月 27 日
至 令和 8 年 8 月 9 日

2 地域計画の変更案の縦覧場所

瀬戸内市役所	瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1
瀬戸内市役所牛窓支所	瀬戸内市牛窓町牛窓 4911 番地
瀬戸内市役所長船支所	瀬戸内市長船町土師 288 番地 1
瀬戸内市役所裳掛出張所	瀬戸内市邑久町虫明 534 番地 2

3 意見書の提出先及び異議の申出先

瀬戸内市役所（産業建設部農林水産課） 瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

4 意見書の提出先及び異議の申出にあたっての留意事項

- （1） 期限を過ぎての意見書の提出及び異議の申出は受付できない。
- （2） 意見書については指定の書式を使用するものとし、電話での意見は受付できない。
- （3） 意見書を提出する者が個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

5 提出された意見書の取扱い

- （1） 提出された意見書の内容は原則公表するが、特定の個人を識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
- （2） 意見書に対する個別の回答は行わないが、同法第 19 条第 8 項の規定に基づき公告する際に、意見書の要旨及び処理結果を併せて公告する。